



平成26年1月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(ワ)第538号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成25年11月5日

判 決

[Redacted]	
原 告	[Redacted]
訴訟代理人弁護士	石 川 賢 治
同	石 田 達 也
同	吉 原 稔
同	向 川 さ ゆ り
訴訟復代理人弁護士	稲 田 ま す み

大津市御陵町3番1号

被 告	大 津 市
代 表 者 市 長	越 直 美
訴訟代理人弁護士	吉 田 和 宏
同	伊 藤 慧

主 文

- 1 被告は、原告に対し、30万円及びこれに対する平成24年9月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを10分し、その7を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、100万円及びこれに対する平成24年9月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、原告が、①同人の子である■■■■■（以下「■■■■■」という。）の自殺の原因を調査することを目的として、■■■■■が通学していた■■■■■中学校（以下「本件中学校」という。）に対し、■■■■■に対するいじめの存否に関して本件中学校が行ったアンケート調査の結果をまとめた書面の交付を求め、その交付を受けたところ、本件中学校の校長である■■■■■（以下「■■■■■校長」という。）が原告に同書面の内容を部外秘とする旨を確約する書面（以下「本件確約書」という。）の提出を求めたこと、及び②大津市教育委員会（以下「本件教育委員会」という。）に対し、大津市個人情報保護条例（以下「本件条例」という。）に基づき、■■■■■に対するいじめの存否に関する記載のある文書の開示請求を行ったところ（以下「本件開示請求」という。）、本件教育委員会教育長が開示請求対象文書の一部を不開示とする旨の処分（以下「本件処分」という。）をし、さらに一部の資料についてはその存在すら明らかにしなかったことについて、上記①及び②の各行為は違法であり、これにより精神的苦痛を被ったなどと主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料100万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成24年9月21日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である（なお、原告は、■■■■■が死亡したこと自体によって原告が被った損害については、明示的に請求から除外している。）。

2 前提事実（争いのない事実及び掲記の証拠等から容易に認定できる事実）

(1) 当事者等

ア ■■■■■

平成23年10月11日当時、■■■■■は、本件中学校に通学し、学年は、2年生であった。

原告は、■■■■■の実父である。

イ 被告は、本件中学校及び本件教育委員会の設置者である。

■■■■校長は、同日当時、本件中学校の校長を務めていた（乙2の1・2）。

(2) 同日、■■■■は、自宅であるマンションの14階から飛び降りて自殺した。

(3) 本件確約書の提出

ア 同月12日頃、原告は、■■■■の同級生の親から、■■■■が本件中学校においていじめを受けていたことを告げられた。

そこで、原告は、同月13日、本件中学校及び本件教育委員会に対し、■■■■に対するいじめがあったと聞いたとして、その存否につき、本件中学校の在校生徒を対象としたアンケート調査を実施するよう求めた。

イ 同月17日、本件中学校は、在校生徒を対象として、■■■■に対するいじめの存否に関するアンケート調査を実施し（以下「第1回アンケート調査」という。）、その頃、第1回アンケート調査の結果を表の形式にまとめた「背景調査一覧表」と題する文書（甲1の1ないし3。以下「本件一覧表1」という。）を作成した。

同月19日、■■■■校長は、本件一覧表1を原告に交付した。

ウ 同月24日、■■■■校長及び本件中学校における■■■■の学年の学年主任であった■■■■（以下「■■■■学年主任」といい、以下、■■■■校長と併せて「■■■■校長ら」という。）は、原告に対し、本件一覧表1に修正を加えた上で作成した「背景調査一覧表」と題する書面（甲2の1ないし3。以下「本件一覧表2」といい、本件一覧表1と併せて「本件各一覧表」という。）を交付した。本件一覧表2は、■■■■校長らにおいて、本件一覧表1をもとに、■■■■に対して何らかの行為をしたとされる者を示す「誰が」欄、及び■■■■以外の者の個人名の記載を黒塗りするなどして作成したものであった。

■■■■校長は、本件一覧表2を交付するに際し、原告に対し、本件各一覧表等、原告が■■■■校長らから提供された■■■■の自殺の背景調査に関する

資料を部外秘とすることを確約する旨の書面に署名押印することを求めたことから、原告は、本件確約書に署名押印して、[]校長らに提出した（甲3）。

(4) 情報公開請求

ア 同年11月1日、本件中学校は、[]の自殺に関して全校集会を行った後、在校生徒に対し、[]の自殺に関するアンケート調査を行った（以下「第2回アンケート調査」という。）。

イ 同月22日、原告は、本件教育委員会に対し、本件条例17条1項に基づき、[]の代理人として、本件中学校において実施された[]に関する「アンケート調査」及び「それに関する生徒からの聴き取り等を取りまとめた調査報告書」、並びに「学校または教育委員会が弁護士等の有識者より『いじめが有った』との判断に至った報告書、関係する書類一式」の開示を求めた（本件開示請求）。（甲4の1、4の2）

ウ 同年12月7日、本件開示請求を受けて、当時、本件教育委員会の教育長であった[]（以下「[]教育長」という。）は、本件開示請求に係る資料のうち一部のみ（本件各一覧表の一部を含む。）を開示し、その他を不開示とする旨の処分（本件処分）を行った。（甲4の3）

これによって開示された本件各一覧表は、「項目」欄、「日時」欄、「場所」欄、「誰が」欄、「その他」欄、「何をどうした」欄、及び「ランク」欄のほとんどが黒塗りされていた。（甲4の5）

(5) 平成24年7月13日、本件教育委員会は、大津市議会常任委員会（以下「本件常任委員会」という。）において、「背景調査一覧表」と題する書面（甲5の1。以下「本件一覧表3」という。）、本件中学校在校生徒2名の作成に係る第1回アンケート調査に対する回答文書2通（乙6。以下「本件文書1」という。）、「1年生全校集会を終えての感想」と題する書面（甲5の2。以下「本件文書2」という。）、「2年生全校集会を終えての感

想」と題する書面（甲5の3。以下「本件文書3」という。）、及び「3年生全校集会を終えての感想」と題する書面（甲5の4。以下「本件文書4」という。）を提出し、委員10名及び一般傍聴者15名に対して本件一覧表3及び本件文書1ないし4が交付された。

このときに交付された本件一覧表3は、「誰が」欄、及び個人名が匿名化処理されており、 の氏名にも匿名化処理がされていること及び字句の抹消方法を除き、おおむね本件一覧表2と同一の体裁のものであった。

(6) 本件条例18条（乙1）

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（1号は省略）

2号 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2

条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3号から6号は省略)

- 7号 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

3 争点及び争点に関する当事者の主張

原告に対する慰謝料の額

【原告の主張】

(1) 原告は、自殺により子を失った遺族の心情として、■■■■の自殺の原因を知ることを痛切に願い、本件中学校に対して調査を申し入れ、警察に捜査を依頼し、民事訴訟を提起する等してきた。また、自らも真相究明のためにできることはしようと考え、■■■■の同級生の保護者に対する聴き取り調査を進めてきた。そして、第1回アンケート調査における本件中学校の在校生生徒たちの回答内容は、原告が聴き取り調査を進める上で、大きな手掛かりとなるはずであった。

しかし、■■■■校長が原告に対し、本件確約書への署名及び提出を求めたために、法律知識を十分に有しない原告は、本件確約書において約束した内容は遵守する必要がある、本件一覧表2を本件中学校の在校生徒に見せることは許されないものと考え、聴き取り調査を進めるに際しても、在校生徒に対し、本件一覧表2を見せることが一切できなかった。

その一方で、本件常任委員会においては、本件一覧表2中、「誰が」欄、及び個人名のみが匿名化処理された本件一覧表3が、一般の傍聴人にすら配布されていたのであり（前提事実(5)）、このことからすれば、■■■■校長において、原告に対し、本件一覧表2を部外秘とすることを確約させるまでの必要性はなかったといえるから、■■■■校長の上記行為は違法というべきである。

原告は、■■■■の自殺の原因を調査するための重要な手掛かりとなるべき本件一覧表2を手元に有しながら、■■■■校長の上記違法行為により、これを利用して■■■■の自殺の原因を調査することができず、そのジレンマの中で、悶絶するような苦しみを強いられた。

(2) また、原告は、本件中学校が在校生徒による■■■■に対するいじめの存在を認めたことを受けて、■■■■の自殺の原因はこのようないじめにあるとの確信を強め、■■■■の自殺の真相を明らかにするため、調査のために制約な

しに利用することができる資料を入手する必要があると考え、本件開示請求をした。

■■■■教育長は、本件処分に当たり、開示の範囲を本件一覧表3及び本件文書1ないし4のとおりとすべきであった。

しかし、これに対し、■■■■教育長による本件処分は、本件常任委員会において一般傍聴人に対して配布された本件一覧表3及び本件文書1ないし4すら開示せず、かつ、本件文書1ないし4についてはその存在すら明らかにしないものであって、不開示とすべき範囲を誤った違法なものというべきである。

原告は、■■■■教育長による違法な本件処分により、更なる精神的苦痛を受けた。

- (3) 上記のとおり、■■■■の自殺の原因は本件中学校内におけるいじめであった可能性が強い状況において、原告は、自殺するに至った■■■■のために実父として何もしてやることができないという自責の念と無念さに苦しみ、重大な精神的苦痛を被ったもので、これを慰謝するには、少なくとも100万円を要する。

【被告の主張】

- (1)ア ■■■■校長が、平成23年10月24日、原告に対し、本件一覧表2を部外秘とすることを求め、本件確約書の作成及び提出を求めたことについて、被告が国家賠償法1条1項の責任を負うことは争わない。
- イ 本件各一覧表は、本件中学校の生徒の個人情報（特定の個人を識別することができる情報を含む。）が多く含まれていたことから、本件中学校は、このような個人情報が原告以外の者に漏示されることのないよう、本件確約書の提出を求めたものであるが、このような行為は、■■■■の自殺の原因を知りたいという原告の痛切な思いに対する配慮を欠いた行為であった。
- (2)ア ■■■■教育長が、本件開示請求に対し、本件一覧表1をもとに完成させた

「背景調査一覧表」と題する書面（黒塗り等の処理のされていないもの。以下「本件一覧表原本」という。）のうち、①個人名、及び②アンケート調査に係る内容を不開示とする本件処分を行ったことについて、被告が国家賠償法1条1項の責任を負うことは争わない。

イ ■■■教育長が上記①及び②を不開示としたのは、これらが「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（本件条例18条2号）に該当し、さらに、上記②については、上記のとおり特定の個人を識別することができる情報が多く含まれ、これを開示すると開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、これが第三者に漏示されると、今後新たにアンケート調査を行った場合に保護者や生徒の協力が得られなくなるおそれがあり、「市が行う事務に関する情報であって、開示することにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、その他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」（本件条例18条7号ウ）と判断したためである。

しかし、■■■教育長が、本件開示請求に対し、本件常任委員会の際、一般傍聴人に対してすら配布した部分を一部不開示としたことは、原告の■■■の自殺の原因を知りたいという痛切な心情を損なう行為であって、配慮を欠いたものであったことは認める。

(3)ア 本件開示請求に対し、■■■教育長が本件文書1ないし4の存在を明らかにしなかったことが本件条例に基づき負う義務に違反し、被告が国家賠償

法1条1項の責任を負うことは争わない。

イ 本件開示請求に対しては、本件教育委員会事務局において対応したところ、同事務局は、かねてより本件中学校から本件一覧表原本のデータのほか本件文書1の写しの提出を受けていたのであるが、本件開示請求への対応に際し、同事務局は、本件文書1の内容が本件一覧表原本に反映されているものと誤解しており、■■■■教育長は、これに基づき、原告に対し、本件一覧表原本のうち不開示とした部分を除いた部分を、第1回アンケート調査結果をまとめた資料として開示する旨の処分を行ったものである。

また、平成23年11月2日、本件教育委員会事務局は、■■■■校長からの電話により、第2回アンケート調査が行われたとの報告を受けた。同月7日には、本件中学校から、本件教育委員会事務局学校教育課長補佐に対し、第2回アンケート調査に関し、アンケートの記載内容及びそれに基づき実施した聴き取り調査の結果も含め、目新しい情報はなかったとの電話報告がされ、同課長補佐は、同課の課長らにその旨を伝えた。他方で、本件中学校は、同月9日までに、第2回アンケート調査の結果をまとめた本件文書2ないし4を作成したが、本件教育委員会事務局にはこれらを提出していなかった。

その後、■■■■教育長に対し、本件開示請求がされたが、これに対応した本件教育委員会事務局においては、第2回アンケート調査が実施されたことを■■■■校長から伝えられていたにもかかわらず、第2回アンケート調査に関する公文書が本件開示請求における開示対象となることを失念しており、第2回アンケート調査に関する資料の有無を本件中学校に確認しないまま、本件各一覧表を含む第1回アンケート調査の結果をまとめた資料のみを対象として、本件処分をすることになり、その結果、本件文書2ないし4の存在が明らかにされないこととなった。

上記の次第で、被告は、原告に対し、■■■■の自殺について、適切に背

景調査を実施し、その結果を原告に対し適切に情報開示することができず、その結果、原告の■■■■の自殺の原因を知りたいという痛切な心情を損なうこととなった。

第3 当裁判所の判断

1 前提事実、証拠（甲1の1ないし3，甲2の1ないし3，甲3，4の1ないし5，甲5の1ないし4，乙1，2の1・2，乙6ないし8，原告本人）及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の各事実が認められる。

(1) 本件アンケートの実施（甲1の1ないし3，甲2の1ないし3，甲3，乙2の1・2，6，原告本人）

ア ■■■■の自殺の後、原告は、■■■■の同級生の親から、■■■■がいじめにあっていた旨告げられたことから、平成23年10月13日、本件中学校及び本件教育委員会に対し、■■■■に対するいじめがあったと聞いたとして、■■■■に対するいじめの存否につき、本件中学校の在校生徒を対象とするアンケート調査を実施するよう求めた。

その際、原告は、■■■■校長らに対し、上記アンケート調査の結果を在校生徒に見せての調査等、アンケート調査結果をもとに■■■■の死亡の原因を独自に調査したいと考えている旨を告げた。

イ 同月17日、本件教育委員会及び本件中学校は、同年6月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知（23文科初第329号）に基づく背景調査の一環として、■■■■に対するいじめの有無などについて、本件中学校の在校生徒を対象とするアンケート調査を実施した（第1回アンケート調査）。

ウ 同月19日、本件中学校の■■■■学年主任等の職員が原告宅を訪問し、その際、原告は、■■■■学年主任等に対し、第1回アンケート調査に対する在校生徒の回答原本を見せるよう要請した。

エ 上記原告の要請を受け、本件中学校は、原告に対し、第1回アンケート

調査の結果をまとめた本件一覧表1を交付することとし、同日午後7時頃、
■■■■校長らは、本件中学校を来訪した原告に対し、本件一覧表1を交付した。本件一覧表1には、■■■■に対する行為をした者の個人名が記載されていたが、黒塗り等の処理は一切されていなかった。

また、その際、■■■■校長は、原告に対し、本件一覧表1には、個人情報が多く含まれていることから取扱いに注意してほしい旨を告げた。（甲1の1ないし3）

オ その後、本件教育委員会及び本件中学校において協議した結果、原告に対し、上記交付した本件一覧表1を、■■■■以外の者の個人名を黒塗りにしたものに差し替えることを要請することとした。

カ ■■■■校長らは、同月24日までには、本件一覧表1をもとに本件一覧表原本を完成させていたところ、本件一覧表原本の「誰が」欄には■■■■に対する行為をした者の個人名が記載され（名の記載はない。）、「何をどうした」欄にも行為者の個人名が記載された部分があり、これをもとに、■■■■校長らは、■■■■以外の者の個人名を黒塗りした本件一覧表2を作成した上で、同月24日、来校した原告に対し、これを交付した。また、第1回アンケート調査に際しては、2名の生徒が本件中学校が在校生徒に配布した所定のアンケート用紙ではなく、自らワープロで作成した回答文書（本件文書1。以下、本件各一覧表と併せて「本件各一覧表等」という。）を本件中学校に提出していたところ、■■■■校長は、併せて本件文書1の写しを原告に交付し、その際、■■■■校長らは、原告に対し、本件一覧表1の返還を要請したが、原告はこれを拒否した。

■■■■校長は、原告に対し、回答した生徒の個人情報及び回答に個人名が表示されている生徒の個人情報保護等にかんがみ、「今般、提示されました資料・情報等につきましては、守秘すべき個人情報等が含まれていることを認識し、取扱いには十分な注意をすると共に、部外秘とすることを

確約いたします」との記載がされた本件確約書に署名押印することを原告に求め、原告は、これに応じ、本件確約書に署名押印の上、これを■■■■校長に交付した。(甲2の1ないし3, 甲3, 乙6)

キ 同月28日, ■■■■校長は、原告に対し、第1回アンケート調査の結果等から、本件中学校において■■■■に対するいじめがあったことを確認したこと、及び■■■■に対して行われたいじめの概要を報告し、これに対し、原告は、■■■■校長に対し、調査が不十分である旨抗議するとともに、再度、在校生徒に対しアンケート調査を実施することを要請した。

(2) 第2回アンケート調査の実施(甲5の2ないし4, 弁論の全趣旨)

ア 同年11月1日, 本件中学校は、■■■■の自殺に関する全校集会を行った後、再度、在校生徒を対象に、■■■■の自殺に関するアンケート調査を行った(第2回アンケート調査)。

イ 同月2日, 本件教育委員会は、■■■■の自殺について記者会見を行い、その際、報道機関に対し、第1回アンケート調査の結果の概要を公表した。また、本件教育委員会は、第1回アンケート調査の結果、■■■■が数人の生徒からいじめを受けていたことを確認したことを発表したが、■■■■の自殺といじめとの因果関係は判断できないとして、事実上、■■■■の自殺の背景調査を打ち切る方針を示した。

ウ 本件中学校は、同月9日までに、第2回アンケート調査の結果をまとめた本件文書2ないし4を作成した。同月9日, ■■■■校長は、原告に対し、第2回アンケート調査の結果を報告したが、これは、あまり新しい情報はない旨の口頭による簡単な報告に止まるものであった。

(3) 本件開示請求(甲4の1ないし5, 乙7, 8, 弁論の全趣旨)

ア 同月22日, 原告は■■■■の代理人として、本件教育委員会に対し、本件開示請求を行った。

イ 同年12月7日, ■■■■教育長は、本件開示請求に対し、その保有する文

書の一部のみを開示する旨の本件処分を行い、これを原告に通知した。

本件処分においては、本件一覧表原本の記載内容のうち①[]以外の者の個人名の記載については、本件条例18条2号に該当するものとして、及び②それ以外のアンケート調査に対する回答内容は、同条2号及び7号ウに該当するとして、「項目」欄、「日時」欄、「場所」欄、「誰が」欄、「その他」欄、「何をどうした」欄、及び「ランク」欄の各記載内容が不開示とされており、本件処分は、結局のところ、本件一覧表原本の記載内容のうち殆どの部分を不開示とするものであった。

ウ 本件開示請求に関する事務は、本件教育委員会事務局において対応していたところ、同事務局は、本件開示請求より前に、本件中学校から本件一覧表原本の電子データ及び本件文書1の写しの提出を受けていた。しかし、本件開示請求に対応した際、本件教育委員会事務局は、本件文書1の内容が既に本件一覧表原本に反映されているものと誤解し、[]教育長も同様の誤解に基づいて本件処分を行ったことから、本件処分は、本件文書1の存在を明らかにしないものとなった。

また、同年11月2日、本件教育委員会事務局は、[]校長からの電話により、第2回アンケート調査が行われたことの報告を受けていたが、同月9日までに、第2回アンケート調査の結果をまとめた本件文書2ないし4の提出を受けてはいなかった。さらに、本件教育委員会事務局は、第2回アンケート調査結果に基づき作成された資料の有無について、本件中学校に確認を取っていなかったため、本件文書2ないし4の存在を認識せず、[]教育長も、同様に本件文書2ないし4の存在を認識することなく、本件処分を行うこととなった。その結果、本件処分は、本件文書2ないし4を開示しないだけでなく、その存在すら明らかにしないものとなった。

(4) 訴訟の提起（弁論の全趣旨）

ア 平成24年2月24日、原告及び[]の実母は、当庁に対し、[]

の自殺の原因となったのは本件中学校の同級生によるいじめであり、本件中学校の教員らには、[]に対するいじめの存在を認識していたにもかかわらず、[]の自殺を防止するために必要な措置を怠った過失があるなどと主張して、本件中学校の設置者である被告に対し、国家賠償法1条1項等に基づき、[]の死亡による損害（[]の死亡により原告が被った固有の慰謝料を含む。）の賠償を求める民事訴訟を提起した。

イ 同年7月4日、本件教育委員会は、同委員会が行った平成23年11月2日の記者会見における発表内容に、第1回アンケート調査の結果のうち15名の生徒が[]が自殺の練習をさせられていた旨回答していたこと等が含まれていなかったことを公表した。

ウ 同年7月9日、原告は、大津市役所庁舎に赴き、本件教育委員会に対し、本件確約書による原告と被告の合意の拘束力について問い合わせた。

本件教育委員会は、担当弁護士と協議した結果、[]校長が平成23年10月24日に原告に交付した本件一覧表2及び本件文書1については、個人を識別し得る情報は含まれていないものと判断して、本件確約書をもって行った合意の拘束力を主張しないこととし、被告は、担当弁護士を通じて、その旨を原告に伝えた。

(5) 本件一覧表3及び本件文書1ないし4の公表（甲5の1ないし4，原告本人）

ア 平成24年7月10日、本件教育委員会は、記者会見を開き、[]の自殺に関して、第1回アンケート調査のほかに第2回アンケート調査を実施していたこと及びその結果の内容の一部を公表した。

イ 同月11日、本件教育委員会は、原告に対し、本件文書2ないし4を交付した。

ウ 同日、本件常任委員会は、本件教育委員会に対し、本件文書2ないし4を本件常任委員会に提出することを要請し、これを受け、本件教育委員会

は、原告も含めた[]の遺族の同意があった場合にはこれを提出することとし、被告担当弁護士を介し、原告の代理人弁護士に対し、本件文書2ないし4を本件常任委員会に提出し、かつ、傍聴人に対して配布することにつき了解を求めた。

エ 同月12日、原告代理人弁護士は、本件教育委員会に対し、本件文書2ないし4を本件常任委員会に提出し、かつ、傍聴人に対して配布することを了承する旨回答するとともに、本件一覧表2（[]以外の個人名を黒塗りしたもの）及び本件文書1を併せて提出及び配布するよう要請した。

オ 本件教育委員会は、本件一覧表3及び本件文書1ないし4を本件常任委員会に提出し、かつ、傍聴人に配布することとした。

カ 同月12日、本件中学校で開催された保護者説明会において、保護者から本件教育委員会及び本件中学校に対し、[]の自殺に関する第1回アンケート調査及び第2回アンケート調査の結果をまとめた書面を保護者にも開示してほしい旨の要望があり、本件教育委員会及び本件中学校は、上記書面の開示を約した。

キ 同月13日、本件教育委員会は、本件一覧表3及び本件文書1ないし4を、同日に開催された本件常任委員会に提出し、同委員会の委員及び一般傍聴人に対して、「誰が」欄、及び個人名のみを匿名化处理した本件一覧表3及び本件文書1ないし4の写しが配布された。

ク 本件教育委員会及び本件中学校は、本件一覧表3及び本件文書1ないし4の写しを、本件中学校の保護者のうち希望する者に配布した。

ケ 上記キの資料配布を受けて、原告は、本件教育委員会に対し、本件常任委員会の際に一般傍聴人に対して、「誰が」欄及び個人名のみを匿名化处理した本件一覧表3を配布した理由を問い合わせたところ、本件教育委員会は、本件一覧表原本について情報公開請求があった場合に本件教育委員会が公開すべき範囲が「誰が」欄及び個人名以外の部分であるためである

旨回答した。(原告本人)

2 そこで、本件の争点(慰謝料額)について検討する。

(1) 本件確約書の提出について

ア 前提事実(3)ウのとおり、本件一覧表2については、[]に対して何らかの行為をしたとされる者を示す「誰が」欄の記載、及び[]以外の者の個人名の記載に黒塗りの処理がされていたが、それ以外の記載内容には何らの処理もされていなかったところ、証拠(甲2の1ないし3)によれば、本件一覧表原本には、直接的に回答者を特定し得る個人名等の記載はなかったものの、「何をどうした」欄には、回答者が同級生らによる[]に対する特定の行為を目撃した旨の記載があったことが認められる。

上記「何をどうした」欄の記載内容は、直接的には回答者の個人名を示すものではないが、箇所によっては、その内容から推測するなどして回答者が特定される可能性がないとまではいえない。そうすると、[]の自殺の原因に関する調査が始まって間もない時期であった平成23年10月24日当時の[]校長の判断として、本件一覧表2が第三者に対して開示された場合には、回答者の権利ないし利益が侵害され、あるいは本件中学校において、後日何らかの形でアンケート等による調査が行われる際に、在校生徒等から適切な回答を得ることが困難となる事態が生じる可能性があると考えたことが不合理であるとまではいえない。

これに加え、平成23年10月24日までに、上記1(1)アのとおり、原告が[]校長らに対し、本件中学校の在校生徒に対するアンケートをもとに、原告自身が[]の自殺の原因調査を行うことを予定している旨を告げていたことも併せ考えると、[]校長が、原告に対し、その範囲や方法の如何は別として、本件一覧表2を部外秘とすることを求めたこと自体については、やむを得ない側面があったことは否定できない。

イ もっとも、上記のとおり、原告は、本件中学校におけるアンケート調査

の結果をもとに■■■■の自殺の原因の調査をしようと考えており、このこと自体は、子が自殺した親の心情として理解し得るところであり、その時点において、本件中学校による調査がまだ完了していなかったことを考慮しても、本件中学校の生徒等の情操や利益を害することのないよう十分な配慮の上で行われる限りは、そのような調査をすること自体は不当であったとはいえない。

そうすると、■■■■校長としては、本件一覧表2及び本件文書1を原告に交付等するに際し、その取扱いにつき一定の条件を付すること自体は、上記のとおりやむを得ない面があったといえるものの、被告も認めるとおり、本件各一覧表等の利用を一切禁止するまでの必要性はなかったというべきであり、原告への情報開示に当たっては、原告の上記希望についても一定の配慮をすべきであったといえる。すなわち、例えば本件各一覧表等の写しを第三者に交付すること及び本件一覧表1に記載された個人名を第三者に告知することを禁止する等の条件を付した上で、本件一覧表2の利用を許すことにより、原告がその後行うことを予定していた調査を可能としつつ、回答者の特定につながり得る記載内容が第三者に開示される事態を回避することは可能であったものというべきである。しかるに、■■■■校長は、何ら上記のような措置を講じることなく、原告に対し、安易に本件各一覧表等により得た情報の一切を部外秘とする旨を約束させたものであり、これにより、原告において、本件確約書に係る合意を遵守する必要があるとの認識のもと、■■■■の自殺に関する聴き取り調査を行うに際して本件各一覧表等の一切を利用することができないと考えるに至ったのも、無理からぬところであって、■■■■校長の上記行為は、原告の予定していた調査を、事実上不可能とする結果を生じさせたものと認められる。

ウ 以上によれば、■■■■校長が原告に本件確約書の提出を求めた行為は、上記の意味において、被告も承認するとおり違法なものであったといわざる

を得ない。

(2) 本件開示請求に係る処分等について

また、上記1(1)カのとおり、本件一覧表原本には、 に対する行為をした者の個人名の記載が含まれていたことからすれば、本件一覧表原本を原告に対して何らの限定もなく開示した場合には、開示請求者である 以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがあり（本件条例18条2号）、また、本件中学校において今後のアンケート調査が困難になるおそれがあるから「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」がある（本件条例18条7号ウ）と判断したこと自体は、不当であったとはいえない。しかし、本件条例は、情報公開請求に対しては原則として開示処分を行うことを旨としているのであるから（本件条例18条柱書参照）、処分時において上記のおそれ等があるとはいえない部分についてまで不開示とすることが許されるものではない。そして、本件処分がされた平成23年12月7日の時点の状況として、本件一覧表原本及び本件文書1の記載内容のうち に対して行為をした者の個人名及び 以外の者の個人名を除く部分については、上記のおそれ等があったとまでは認められないから、 教育長は、本件処分に際し、不開示とすべき事項を上記のとおり限定すべき注意義務を負っていたものというべきであり、上記1(3)イのとおり本件一覧表原本のほとんどの記載内容について不開示とする旨の本件処分を行ったことは、本件条例18条の適用を誤ったものであり、違法といわざるを得ない。

また、上記1(3)ウで認定した事実によれば、本件開示請求に関する事務処理を担当した本件教育委員会事務局は、本件一覧表原本の内容の確認を怠ったため、本件文書1が本件一覧表原本に反映されているものと誤認し、さらに、第2回アンケート調査が行われたこと自体は認識しながら、本件中学校に対して、同調査に基づいて作成された文書の有無を確認することを怠った

ことから、本件文書2ないし4が存在することを認識しなかったものと認められる。■■■■教育長は、上記の経緯により、本来開示すべきであった本件文書1ないし4について、その文書の開示の必要性を認識せず、またその存在を把握することなく、原告に対し、これらの資料を開示しなかつただけでなく、その存在を明らかにすることもしなかつたものと認められる。

■■■■教育長らの上記行為は、本件条例上課された義務に違反するものであり、違法といわざるを得ない。

- (3) そして、原告は、■■■■の自殺後、その原因を調査することを希望しており、本件各一覧表等に記載された行為により■■■■が苦痛を覚えていた可能性が高いと認識していたものであり、そのような状況において、原告は、上記(1)及び(2)で認定した■■■■校長及び■■■■教育長らの各行為により、本件一覧表2等をもとに■■■■の自殺の原因の調査を行うことを事実上不可能とされたものであって、これにより精神的苦痛を被つたものと認められる。

よって、原告は、公務員の違法行為により、精神的損害を被つたものと認められるから、被告は、原告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、上記(1)及び(2)の行為によって原告に生じた損害につき、賠償する責任を負うものというべきである。

- (4) そして、以上に加えて、上記(1)及び(2)の行為態様の他、本件に顕れた一切の事情を考慮すれば、上記(1)及び(2)の行為により原告に生じた精神的苦痛を慰謝するには30万円をもって相当と認める。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求は、被告に対し30万円及びこれに対する平成24年9月21日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求には理由がないからこれを棄却し、仮執行の宣言については、相当でないからこれを付さないこととして、主文のとおり判決する。

大津地方裁判所民事部

裁判長裁判官

長 谷 部 幸 弥

裁判官

北 村 ゆ り

裁判官

楠 真 由 子

これは正本である。

平成 26 年 1 月 14 日

大津地方裁判所民事部

裁判所書記官 我 妻

